

「戦国大名と分国法」 著者：清水 克行（しみず かつゆき）

9月の読書欄の「喧嘩両成敗の誕生」に引き続き歴史学者の清水克行の著書である。

室町と戦国時代は、時代背景としての当時の人々の気質やそれらに対する慣習法等が同じ時代の流れとして捉えることができるため、この時代の法整備を理解するために、本書を11月の書籍案内として選定しました。

「喧嘩両成敗の誕生」の時代背景において述べたとおり、当時の人々の気質や武家・僧侶・街・村などの集団の思考として、損害を受けた際には、復讐に訴えることを正当と考え、しかも個人の被害は、自からの属する集団の被害として共有する意識を持っていたため、直ぐに「集団」対「集団」の紛争に拡大したのである。室町幕府や大名にとって紛争収拾に追われていた時代でもあった。

各地で大名が勢力を持っていた戦国時代においても、集団における身内や仲間の結束力が強く、何を差し置いても加勢に駆け付けるのが美德と考えられていたため、領内の紛争は絶えることはなかった。

また、戦国時代の大名は、領外の敵対する大名たちとの戦や同盟などに全精力を注ぐ中、このように絶えず発生する領内の紛争をおさめなければならないという大変な苦勞を強いられていたのである。

領内の紛争を放置し不満等がたまると、家臣や親族などの身内から大名の地位を奪われるという、外と内から攻められる大変な時代で気の休まる暇がなかったと思われる。

戦国時代以前において、鎌倉幕府が制定した「御成敗式目」が室町幕府においても採用され全国統一の法典とされていた。しかし、戦国大名が権力を持つ時代において、領内をおめる独自の分国法を制定し、領内の紛争を解決するため、大名自身の力で、当事者の自力救済から裁判へ導く方策に力を注いだのである。

本書では、結城・伊達・六角・今川・武田の五家の大名の分国法を現代版でわかりやすく解説されている。それぞれの法典で感じた特徴は以下のとおりである。

結城正勝が制定した「結城氏新法度」（1554年）は、無軌道な家臣に手を焼いており法度の中に正勝の愚痴まで記されている妙な法典である。

伊達植宗の「塵芥集」（1536年）は、「御成敗式目」を参考に植宗自身が作成したため、内容の重複や不整合さがみられ、植宗の自己満足的な法典のようである。

六角承禎の「六角氏式目」（1567年）は、家臣たちから当主の恣意的な行動を規制する目的で作成された条文で、暗愚な当主父子に突き付けた家臣たちの日本版マグナカルタのようである。

今川氏親の「今川かな目録」（1526年）と義元の「今川かな目録追加」（1553年）は、東日本で最初に作られた分国法で内容的にも優れたものであった。

武田晴信（信玄）の「甲州法度の次第」（1547年）は「今川かな目録」を参考に法曹専門の家臣たちが作成したものである。「喧嘩両成敗」は「甲州法度」で知られているが、その前の「今川かな目録」の写しであったようである。

最大の疑問は、これら分国法を定めることに力を注いだ大名たちはなぜ滅んでしまったのだろうか？

あれほど巨大な領国圏を実現し、完成度の高い分国法を定めた今川家も武田家もあっけなく滅亡してしまった。伊達植宗も謀反により失脚し、彼が精魂込めて傾けた「塵芥集」は忘却の闇に葬り去られてしまったのである。

この当時の生き残った大名たちで分国法を定めていなかった、織田、徳川、上杉、毛利、島津などがいるが、彼らはどう考えていたのだろうか。

戦国時代では、明確な分国法も定めず、法制度もさして整備することなく、ひたすら領土拡大にまい進するような強力な大名が求められていたのである。対外戦争は、領国内の些細な訴訟問題すらも解消してしまう万能薬であり、戦争に勝利し続けさえしていれば、そもそも彼らに法整備など不要であった。生き残った大名たちは裁判より戦争を選んだのである。

実際、権力基盤が不安定で戦が長引く中、分国法による裁判もあまり機能していなかったようである。

この時代、分国法の制定と裁判による訴訟の実行は、一国の大名には重荷であったようである。

しかし、分国法を策定した大名たちが歴史に遺した最大の功績は、既存の法慣習の吸収・再編であり、従来の公家法・武家法・民間慣習の三者を統合して一となした点であり、次の時代に引き継がれているのが救いである。

戦国時代に分国法を定めた大名たちは、時代を先取りしすぎたのであり、分国法制定に意義を求めすぎたのではなかろうか。